

○厚生労働省令第百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十号を第六十九号とし、第五十五号から第五十九号までを九号ずつ繰り下げ、第五十四号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 （四―メトキシフェニル）（一―ペンチル―一H―インドール―三―イル）メタノン及びその塩

類

第一条中第五十三号を第六十一号とし、第三十九号から第五十二号までを八号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四十四 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―イル」(ナフタレン―一―イル)メ

タノン及びその塩類

四十五 「二―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―イル」(二―ヨードフェニル)メタ

ノン及びその塩類

四十六 (二―ヘキシル―一H―インドール―三―イル)(ナフタレン―一―イル)メタノン及びその塩

類

第一条中第三十七号を第四十二号とし、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 一―(四―フルオロフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十九号を

第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 一―(ナフタレン―ニール)―二―(ピロリジン―ニール)ペンタン―ニールオン及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十一号とし、第二十号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 二―(ニ―クロロフェニル)―一―(ニ―ペンチル―H―インドール―三―ニール)エタノン及びその塩類

第一条中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 (四―エチルナフタレン―ニール) (ニ―ペンチル―H―インドール―三―ニール)メタノン及びその塩類

第一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 二―(エチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―ニールオン及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。